

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百八十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年九月一日から適用する。ただし、同年八月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十九年八月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
別表			別表		
I (略)			I (略)		
II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格			II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格		
001～111 (略)			001～111 (略)		
112 ペースメーカー			112 ペースメーカー		
(1) シングルチャンバ			(1) シングルチャンバ		
①・② (略)			①・② (略)		
③ リード一体型			(新設)		
		1,040,000円	(2)～(7) (略)		
(2)～(7) (略)			113～132 (略)		
113～132 (略)			113～132 (略)		
133 血管内手術用カテーテル			133 血管内手術用カテーテル		
(1)～(13) (略)			(1)～(13) (略)		
(14) 静脈弁カッター			(14) 静脈弁カッター		
①・② (略)			①・② (略)		
③ オーバーザワイヤー型			(新設)		
		86,000円	(15)～(22) (略)		
(15)～(22) (略)			134～191 (略)		
134～191 (略)			134～191 (略)		
<u>192</u> 経皮的胆道拡張用バルーンカテーテル			(新設)		
		65,300円	(新設)		
<u>193</u> 補助循環用ポンプカテーテル			(新設)		
		2,590,000円	III～VIII (略)		
III～VIII (略)			IX 経過措置		
IX 経過措置			(1) (略)		
(1) (略)			(2) (略)		
(2) (略)			(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	100 合成吸収性癒着防止材 (2) スプレー型 (承認番号) 22800BZX00234000	(略)	(略)
112 ペースメーカー (1) シングルチャンバ ③ リード一体型 (承認番号) 22900BZX00047000	平成29年9月1日から 平成30年3月31日まで	1,040,000円	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	144 両室ペーシング機能付き 植込型除細動器 (2) 4極用 ② MRI対応型 (承認番号) 22700BZX00072000	平成28年4月1日から 平成29年6月30日まで	4,610,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)